

## 石巻市桃生総合支所市民生活課会計年度任用職員の募集案内

現在、石巻市桃生総合支所市民生活課では、令和3年度市県民税申告の書類点検等を行う会計年度任用職員を募集しています。

- 任用期間 令和3年2月10日～令和3年3月16日まで
- 申込方法 履歴書（6か月以内に撮影した顔写真貼付）を申し込み先に郵送又は直接提出してください。
- 申込先 石巻市桃生総合支所市民生活課  
住所：〒986-0313 石巻市桃生町中津山字江下10番地  
電話：0225-76-2111
- 選考方法 書類選考及び面接
- 面接日 担当部署より後日連絡いたします
- 募集締切日 令和3年1月20日（水）（必着）

### 1 勤務条件等

職 種	事務職員
必 要 条 件	特になし
勤 務 場 所	桃生総合支所市民生活課
採 用 人 数	1名
任 用 期 間	令和3年2月10日 から 令和3年3月16日まで
勤 務 内 容	令和3年度市県民税申告に関する申告受付業務（申告相談業務除く） 申告書類の点検・審査、書類整理等
勤 務 時 間	月曜日から金曜日（週5日/35時間） 8時30分～16時15分（休憩：12時00分～12時45分）
休 日	土・日曜日、祝日
単 価	日額6,283円
通 勤 手 当	通勤距離（片道2km以上から対象）、週の勤務日数によって支給されます。
社 会 保 険 等	社会保険無し、雇用保険の適用あり。
休 暇 等	年次有給休暇（2日）が付与されるほか、特別休暇として該当するものがあります。

## 2 対象・資格

(1) 市税に滞納がない方

(2) 次のいずれかに該当する者は、応募できません。

ア. 石巻市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## 3 その他

(1) 次に該当する場合は、採用を取り消すことがあります。

ア. 履歴書などに虚偽の記載が判明した場合

イ. 必要とする免許・資格などを取得していない場合や当該免許・資格などが取り消されている場合、業務の停止を命じられている場合

(2) 会計年度任用職員は、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、同法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象になります。